

令和 2 年 6 月 25 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17009

研究課題名(和文) 企業犯罪における刑事司法を通じた構造改革の可能性

研究課題名(英文) Potential of Structural Reform of Corporation in Criminal Justice

研究代表者

稲谷 龍彦 (INATANI, Tatsuhiko)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：40511986

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：いわゆるエンロンショック後のアメリカ合州国において、企業犯罪に対する効果的な対応策として新たに登場し、10年代にかけてグローバルな広がりを見せた訴追延期合意制度(Deferred Prosecution Agreements)に関して、米英仏三ヶ国の理論家及び実務家の協力を得た比較法的研究と、法と経済学及び刑事責任の基礎に関する法哲学的研究を実施し、我が国への訴追延期合意制度導入の可能性について検討し、その成果を学術論文として公表すると共に、国内外の学会等で報告し、また、研究代表者の参加する各種委員会等における政策提言の基礎とした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の刑事法は、国家が予め定めた法に対する違反行為に対し、強制力をも行使してその証拠を収集し、違反者に法を適用して刑罰を科するという近代法モデルに基づく。しかし、グローバル企業の違法行為に対して、国家が超越的に刑罰権力を行使することは困難であり、また、巨大企業の影響下に置かれて違法行為をなす個々の構成員に刑罰を科す意義も乏しい。本研究は、このような困難に対処するために合州国で発生し、その後グローバルに広がった訴追延期合意制度を比較法的・学際的観点から研究し、日本での社会実装に向けた理論化を行うことで、従来の刑事法を根本から問い直すと共に、グローバル経済において有効に機能する法のあり方を提示した。

研究成果の概要(英文)：Emerged as an effective countermeasure against global corporate crime after the "Enron shock," DPA (Deferred Prosecution Agreements) has spread globally in 10s. This research has probed the potential of this novel system through comparative legal studies on American, English and French systems, economic analysis and legal philosophy of punishment. It resulted in several academic articles and has been reported at multiple domestic and international academic conferences and workshops. It also has an influence on policy proposals.

研究分野：刑事政策

キーワード：刑事政策 刑事司法制度論 企業犯罪 訴追延期合意 比較法研究 国際研究者交流(米英仏) 法と経済学 法哲学

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

企業犯罪に対する刑事罰について、従来の我が国の研究では、そもそも肉体も意志もない法人に対して刑事罰を科すことができるのか、という法人処罰の可否が重要な論点とされていたことを背景として、自然人に対する刑罰理論において、「従来、肉体的挙動・心理的要素として定式化されてきた処罰要件を法人にも適用可能な形に解釈できるか」(樋口亮介『法人処罰と刑法理論』(東京大学出版会 2009年)159頁)が主要な問題関心とされてきた。その結果として、おそらく最も洗練された法人処罰に関する研究においても法人処罰の主要な意義は法人に対するスティグマの付与とされ、法人処罰制度の担う抑止対象と抑止方法の拡張機能については、このような観点から「法人処罰の存在意義を拡張しても、犯罪事実の解明が進み、関与した自然人全員に犯罪が成立し、しかも実際に訴追された場合、自然人処罰に対して法人処罰は独自の存在意義を失う」とされてきた(樋口・前掲 101-103頁参照)。しかし、このような我が国の議論状況は、後述のように、アメリカ合州国を震源地として、グローバルに改革が進む法人処罰制度の現状に照らした場合、隔世の感を否めないものであった。

第一に、アメリカにおける法人処罰制度の改革に鑑みた場合、法人にスティグマを付与することが法人処罰制度の意義であるという主張には、俄には首肯し難い点があった。というのも、従来の日本の議論は、犯罪活動に関与した法人にスティグマを付与すること自体には肯定的だからである。エンロン事件の余波を受け、従業員による司法妨害罪に対する有罪判決によって解散に追い込まれたアーサー・アンダーセン事件が明確にしたのは、法人がたとえ違法行為に関与していたとしても、法人自身に厳しい処罰を科すこと自体は、法人の違法行為に関与していない多くの無辜の人々の生活に甚大な悪影響を与えるという意味で、決して望ましいことではないということであった(稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題-DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト(三)」法学論叢 183巻1号(2018年)1頁,28頁参照)。スティグマが、烙印による社会的排除という効果を伴う(アーヴィング・ゴッフマン著・石黒毅翻訳『スティグマの社会学-烙印を押されたアイデンティティ』(せりか書房 2001年)を参照)ものであることからすると、従来の日本の議論は、既にアーサー・アンダーセン事件が生じた2002年の段階で、単純な企業の処罰、それも排除効果を伴うような処罰には重大な問題があるとされていた議論状況をほとんど摂取できていないという点で、説得力に乏しいものであった。

第二に、企業犯罪発生メカニズムや企業処罰の意義に関する標準的な研究についての理解が乏しいため、法人処罰制度の担う犯罪抑止対象と抑止方法の拡張機能がほとんど理解されていないという問題があった。企業犯罪に関する標準的な理解に従えば、企業犯罪はエージェンシー問題であり、法人処罰は企業自身にエージェントを統制するインセンティブを与えることによって、企業犯罪を抑止する機能を有しているとされる(稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題-DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト(四)」法学論叢 183巻3号(2018年)1頁以下参照)。つまり、法人処罰制度は犯罪に関与した自然人を識別・特定するためにこそ必要なのであり、従来の学説はこの点について完全に転倒した議論となっているのである。以上に見られるように、従来の我が国における法人処罰研究は、比較法研究を研究手法としているにもかかわらず、法人処罰において世界の議論をリードしてきたアメリカ合州国の理論をそもそも正当に踏まえているとはいえないものであった。その結果として、従来の法人処罰の枠組みによっては、日本において生じる企業犯罪への抜本的な解決が難しくなり、様々な不正が横行する状況を許すことになった。こうした状況を変革するためには、法人処罰に関する理論的検討を根本的なレベルからやり直す必要があった。

従来の我が国の理論研究が以上のように完全に立ち遅れていたことと関係して、さらに2つの深刻な問題が生じつつあった(稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題-DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト(一)」法学論叢 180巻4号(2017年)40頁以下参照)。第一に、訴追延期合意 Deferred Prosecution Agreements (以下DPAとする)と呼ばれる新しい法実務のグローバルな広がりへの対応の遅れである。先述したアーサー・アンダーセン事件の顛末を受けて、法人の違法行為に対する効果的な取締は必要であるが、法人自体を解散に追い込むような処罰は不要であるという認識に至ったアメリカ合州国では、2003年から段階的に新しい戦略が取られるようになった。それが、DPAである。DPAにおいては、捜査への協力、企業犯罪の再発に向けた構造改革の断行、制裁金の支払い等を企業が約束する見返りに、検察官が企業に対する訴追を延期することを約束する(具体的には起訴後に手続進行をストップする)ことが行われる。内部通報者報奨制度の整備などもあり、アーサー・アンダーセンの後追いをしたくない企業としては、DPAを利用することに強いインセンティブが生じることとなり、それがコンプライアンスの強化へとつながったことによって、合州国における企業犯罪の摘発件数は急上昇したのであった。このような合州国の状況を受けて、連合王国およびフランス共和国ではDPAを自国制度に導入するための議論および法整備が進むこととなった。というのも、DPAの対象とされる企業は合州国の企業のみならず、世界各国のグローバル企業だったからである。連合王国およびフランス共和国では自国の企業、ひいては自国産業を合州国による一方的な制裁措置から効果的に守るという観点からも、合州国DPAと平仄の合う法制度を導入する必要に迫られたのである。このことは、日本のようにそもそも法人処罰に関する理論化が立ち遅れ、DPAについてほとんど理解されていないような国においては、自国企業が合州国司法省による過酷な刑事責任追及の対象とされることを意味している。実際、日本企業は繰り返し司法省に標的とされ、場合によっては十分な対応すらできないまま多額の制裁金を負担する状況に追い込まれていた。

第二に、訴追延期合意の勃興に代表されるように、罪刑法定主義に基づいて主権国家が超越的な地位から刑罰を科すという近代刑法のモデル自体が限界に直面しているという問題があった。従来の刑事法においては、犯罪と刑罰は予め法で定められており、違反者に対して法で定められた刑罰を科すこと自体に意義があった。しかし、DPA においては、法で定められた犯罪に対して刑罰を科すことに意味がないばかりか、もはや裁判所が実質的な法適用を行わないことにこそ意味が見出されつつある（*See Matthew C. Stephenson, Beware Blowback: How Attempts to Strengthen FCPA Deterrence Could Narrow the Statute's Scope* in Jennifer Arlen ed., RESEARCH HANDBOOK ON CORPORATE CRIME AND FINANCIAL MISLEADING, 175 (2018)）。しかも、国家は資源の限界と主権の限界という二重の限界に直面しているため、グローバル企業自身の協力を引き出すことなく、自力で法を執行することすらできない地位に置かれている。このような近代法モデルの限界の露呈は、国家権力の統制という観点からも、企業内権力の統制という観点からも、従来の刑事法とは異なる問題状況を生起させることになる。しかも、このような問題状況は、経済のグローバル化と情報技術の発展によるその一層の進展という現下の事態に鑑みると不可逆的なものというべきであり、刑事法理論は早急にその再構築も視野に入れた対応が必要とされることである。しかし、現在の我が国の法人処罰理論に関する上述のような状況は、そもそもこれらの問題の所在を認識できるレベルに至っていないというべきであり、法人処罰に関する基礎理論をアップデートすると共に、このような新たな問題への対応方針を見出すことは、喫緊の課題となっているように思われた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1.に述べた問題状況に即して、主として2つ存在した。1つは、法人処罰に関する理論のアップデートである。今1つは、刑罰理論のアップデートによって生じることとなる、訴追延期合意制度の導入をも含めた、新たな問題状況への対応方針を明らかとすることである。

3. 研究の方法

2.にあげた本研究の目的を達成するにあたっては、文献調査とインタビュー調査を合わせた比較法的研究手法に加え、法と経済学及び法哲学という計3つの方法論の採用が必要となると考えられた。比較法的研究手法が必要な理由としては、法人処罰に関する法理論のアップデート及び訴追延期合意制度に対する我が国の対応方針を検討するための前提として、訴追延期合意制度によって改革された法人処罰制度の実情を把握する必要があるというもの挙げられる。具体的には、まず、訴追延期合意制度発祥の地であるアメリカ合州国における同制度の位置づけを、関連する法制度及び判例・法実務、そして同制度を取巻く議論と共に深く理解する必要があった。この研究を推進するため、アメリカ合州国における関連文献を広く渉猟すると共に、同国を代表する研究者及び実務家にインタビュー調査を行い、制度の実像理解に努めた。次に、連合王国及びフランス共和国は、アメリカ合州国における法人処罰制度の変革と訴追延期合意制度による企業犯罪対応の進展を受けて、それぞれの既存の法制度・法文化の存在を前提に、独特の形で受容を行っていることから、その後の成否についても見極めながら、訴追延期合意制度受容の先行事例として比較法的研究素材に加える必要があると思われた。ここでも、関連文献の少量に加えて、両国を代表する研究者及び実務家の協力を得ながら、それぞれの制度の実像理解に努めることとした。

本研究では、比較法的な研究手法に加えて、法と経済学的な研究手法を取り入れた。その理由は、訴追延期合意制度の定着・発展にあたっては、企業行動のインセンティブに関する精緻な法と経済学的分析が大きな役割を果たしていたからである。また、連合王国及びフランス共和国においては、それぞれ合州国と異なる制度設計を行っているが、その結果として企業行動へのインセンティブに違いが生じることが予想されたため、その点について深く分析するためにも、法と経済学的な分析手法が必要であると考えられた。なお、この部分の研究にあたっては、経済学的な分析の専門性を補うため、法と経済学に関する専門家の助言と助力を受けながら、より効率的な法人処罰制度に関する分析を進めることとした。

さらに本研究では、法哲学的な研究手法を取り入れた。その理由は、法人処罰制度に起きつつある変革は、我が国がこれまで前提としてきた刑事司法制度の基盤思想に根本から抵触する可能性を秘めたものだったからである。具体的には、罪刑法定主義や国家刑罰権の超越的な性格、応報や予防を目的とする刑罰など、近代刑事司法制度、近代国家制度において当然の前提とされてきた諸原則が、訴追延期合意制度では揺らいでいることが指摘できる。まず、罪刑法定主義との関係では、訴追延期合意制度で実質的に企業に課されることになる、構造改革に代表される重い負担は、個別具体的な企業の状況に応じて交渉を通じて明らかにされるものであるため、予め法で定めることは当然にできない性質のものである。しかも、裁判所による法適用の過程を経ないことに重要な意味が見出されるため、従来の裁判権力の統制を目的とする罪刑法定主義の射程から外れる検察権力の統制こそが問題となるという新たな事態に対応する必要があった。国家刑罰権の超越的な性格との関係では、国家刑罰権は理論的には垂直的に人々を統治する国家が一方的に行使できるものであり、従来はその濫用を防ぐという観点から、刑事手続法等が整備されてきた。しかし、訴追延期合意制度においては、統治される側の企業の協力を引き出すために刑事司法制度が利用されており、むしろ企業による企業構成員への権力濫用の危険が生じるという形

で、従来とは全く異なる国家・企業・人民の権力関係が現出しつつあった。さらに、国際関係においても、もはや国家主権は至上性を失いつつあった。訴追延期合意は、グローバル企業による違法行為を摘発するために、国境の制約を超えて刑法を域外適用できることに重要な意味が見出されたからである。つまり、国家主権の超越性は、国内的にも国外的にも失われつつあった。さらに、応報や予防を目的とする刑罰理論の後退であるが、これは二つの側面から生じている。一つは、刑罰を適用すること自体に意味がないという文脈である。前述のように、訴追延期合意制度の下では、企業の犯罪行為に対して法で定められた刑罰を科すこと自体には意味がない。刑罰を科して企業が倒産してしまうこと自体が、大きな社会的費用をもたらすからである。そのため、応報という考え方の基礎をこの文脈で見出すことは困難である。さらに、犯罪発生の予防から、統計的・確率的な違法行為の統制へと制度の重点が移っていることも指摘できる。一般に犯罪の予防という観点は、功利主義的な基礎から主張される。この功利主義的な観点から見た場合、企業犯罪を抑止するためには、抑止措置によって生じる費用を企業が負担しなければならないことが大きな問題となる。というのも、犯罪を予防することそのものを目的化すると、生産活動を大幅に犠牲にしてまで抑止措置を講じることが正当化されてしまうため、企業活動本来の意義が損なわれてしまうことになるからである。つまり、企業によって得られる社会的利益を最大化するという観点からは、最適な犯罪数が存在すると言わざるを得ないのである。したがって、訴追延期合意制度の導入は、従来の応報や抑止を重視する刑罰理論からは基礎付けることが困難なのである。以上のように、法人処罰制度の変革や訴追延期合意制度の導入にあたっては、従来の刑事司法制度の基礎を成してきた各種の概念を根本的に再検討せざるを得ず、実際にフランス共和国においては、この制度の導入にあたってこの点が意識されて議論がなされていた (Antoine Garapon & Pierre Servan-Schreiber, *Deals de Justice: Le Marché Américain de l'Obéissance Mondialisée*)。そこで、本研究では法哲学的な観点からの分析、とりわけフランス共和国で行われていた権力関係に関するフォーコーによる分析及びその影響を受けた哲学・法哲学・人類学研究をも研究手法に取り入れることとした。

以上のように、本研究においては、比較法的手法、法と経済学的手法及び法哲学的手法の3つの方法論を組み合わせ、法人処罰に関する理論のアップデートと、そのアップデートが引き起こすことになる新たな状況への対応方針を明らかにすることを目指すこととした。

4. 研究成果

本研究の成果は、2つに大別されるように思われる。第1に、学術的な成果である。本研究は我が国及び各国の研究者・実務家による様々な協力を得られたことにより、非常に順調に進捗した。その結果として、連載論文6回分に加え、学術論文3本、国内外学会等報告4回という結果を残すことができた。連載論文を完結させることができなかった点については、忸怩たる思いもあるものの、アウトプットとしては標準以上の成果を出すことができたのではないかと考えている。

とりわけ、連載論文を通じて、訴追延期合意制度に代表される今日の刑事司法制度に生じつつある変化が、刑事司法制度の根本に関わる重要なものであること(稲谷・前掲(一)参照)、従来あまり理解されてこなかった、決定論的な因果関係観に基づく違法結果発生の抑止とは異なる、社会的利益を最大化するという観点から最適な生産活動を可能にする制裁制度の存在を明確にできたこと(稲谷・前掲(四)、同「企業犯罪対応の現代的課題-DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト(五)・(六)」法学論叢 184巻5号(2019年)1頁・186巻2号(2019年)1頁)は、重要な成果であると考えられる。本連載については早期の完結と単行本化を目指したい。また、2017年度日本刑法学会関西西部会夏期例会共同研究における報告及び同報告を基にした論文においては、日本の現行法制においては、仮に協議合意制度を利用したとしても、外国公務員等贈賄罪を除く犯罪類型においては、インセンティブの関係上有効な企業犯罪対応が難しいことを指摘し、訴追延期合意制度の導入を含む企業犯罪法制の早期整備の必要性を主張した。その後の協議合意制度の運用状況や、依然として繰り返される国内企業による不祥事等に鑑みると、このような分析には一定の説得力があったと思われる。

さらに、本研究の結果、様々な関連論点が研究されていないことが判明し、新しい学術研究の種を見出すことができた。その内の特に重要なものを2つあげる。第1の種は、人工知能の開発・利用に関する法規制に関するものである。本研究は、あくまで企業犯罪一般を対象とするものであり、特定の違法行為等を念頭においたものではなかった。しかし、研究の進捗に伴って、本研究で対象とする企業犯罪対応法制は、とりわけ人工知能等の先端的な技術の応用に伴って生じる危険の統制に適用可能であることが明らかとなった。また、本研究で採用した法哲学的な研究を進めるうち、フォーコーの権力理論が技術や人工物による人間への影響にも利用可能であり、実際にそのような方向性で研究が進められていること(ピーター=ポール・フェルベーク著、鈴木俊洋訳『技術の道德化-事物の道德性を理解し設計する』(法政大学出版会 2015年)参照)も明らかとなった。本研究課題においては、この理論を、法人という複数のエージェント性を構成員の行動に顕在化する技術に対して適用することを予定し、研究を進めていたが、この点も人工知能を搭載したロボット(自動運転車に代表される)と人間との関係性に適用できることが明らかとなった。この本研究から生まれた研究の種を生かして、JST-RISTEX-HITEの研究PJへと研究分担者として参加し、結果的にSociety 5.0における望ましい法規制に関する提言へとつながっており、また、現在も引き続き研究を進めているところである。

第2の種は、効果的な制裁制度の存在によって、企業価値を守ることにに関する研究についてのものである。企業犯罪の標準的な理解によれば、企業犯罪はエージェンシー・コストが高い会社において頻発することになる。従業員・構成員を有効にモニタリングできない企業こそが、企業犯罪に蝕まれ、非効率な経営へと陥るのである。ところが、効果的な制裁制度が存在しない国においては、企業にこのようなエージェンシー・コストを低減させるインセンティブが生じない。その結果として、友好な企業制裁制度を持たない国の企業に対して、市場は価値を割り引いた投資を行う可能性が生じる。そのような国の企業においては経営資源が十分に活用されていない可能性が高く、また仮に現在利益が上がっているとしても、他国の域外適用等によって突然多額の制裁金を課されて企業価値が低下するリスクが存在すると考えられるからである。この点についての洞察を基に基盤研究(B)を獲得して、現在様々な法分野の研究者及び第一線の実務家と共同研究を開始しているところである。

以上のように、本研究は、学術論文の公刊・学会報告・新規研究の創発という、学術的には申し分ない成果を出すことができたと考えている。もっとも、本研究から得られた洞察の全てを対外的に公刊・公表できる成果物の形にするところまでは至っていないため、引き続きこの点についての努力を続けたいと考えている。

本研究の成果の第2は、国内外に将来の研究のための人的ネットワークを確立できたことである。本研究を通じて、国内・国外においていずれも第一線の実務家及び研究者とのネットワークを確立できたことは、それ自体大きな成果であったと思われる。本研究の比較法的研究対象が、アメリカ合州国・連合王国・フランス共和国という3カ国に亘ったこともあり、3カ国にまたがるネットワークを築くことができた。また、いわゆるフォルクス・ワーゲン問題に揺れるドイツの研究者とも意見交換することができたため、法制度の構築という観点から世界をリードしてきた英米仏独の研究者と企業犯罪対応研究について協力するためのネットワークを持つことができた。今後もこのネットワークを最大限に生かして、さらに企業犯罪法制に関する研究を進捗させたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 186(2)
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題 - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト（六）・未完	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 58(1)
2. 論文標題 企業犯罪における取引的刑事司法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 44-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 183巻1号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題 - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト（三）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 183巻3号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題 - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト（四）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 184巻5号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題 - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト(五)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 58号
2. 論文標題 企業犯罪に対する刑事手続の対応 - アメリカ法におけるDPA/NPAを中心に -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 181-3
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題(二) - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 22-67
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) ISSN03872866	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 180巻4号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題(一) - DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 40-71
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦・荒井喜美	4. 巻 2120
2. 論文標題 英国訴追延期合意制度の背景・概要と日本企業への示唆	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 23-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Tatsuhiko Inatani
2. 発表標題 Recent Trends Regarding DPAs in the U.S.- Do We Need DPAs in Japan?
3. 学会等名 White Collar Crime Workshop (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Inatani
2. 発表標題 Introduction to Japanese Criminal Justice on Economic Crime
3. 学会等名 Cambridge International Symposium of Economic Crime (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 Theoretical Basis of Corporate Sanctioning
3. 学会等名 第2回京都大学・ハンブルグ大学国際シンポジウム (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 企業犯罪における取引的刑事司法
3. 学会等名 刑法学会関西部会共同研究
4. 発表年 2017年～2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----